

令和8年4月～

京町家改修補助金 申請の手引

申請書類作成の際のポイントをまとめた手引です。事前相談や申請書類の作成に当たっては、必ずこの手引をご確認ください。

目次

| | |
|-------------------------|--------|
| 1 補助金交付までの流れ、申請書類等 | ・・・P1 |
| ・申請の流れ | ・・・P1 |
| ・事前相談 | ・・・P1 |
| ・交付申請（着工前の手続） | ・・・P2 |
| ・補助金変更承認申請（内容変更の手続） | ・・・P3 |
| ・完了実績報告・補助金請求（工事完了後の手続） | ・・・P4 |
| 2 申請書記入方法 | ・・・P6 |
| 3 添付書類作成例 | |
| (1) 計画図面 | ・・・P22 |
| (2) 写真及び写真の撮影方向図 | ・・・P26 |
| 4 よくあるご質問 | ・・・P27 |
| 【参考】個別指定京町家や指定地区の確認方法 | ・・・P32 |

京町家改修補助金の申込み・問合せ

京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全継承担当（分庁舎2階 ⑧番窓口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3503 FAX：075-222-3478

E-mail：machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

受付時間：午前9時～11時30分、午後1時30分～5時

（土・日・祝・年末年始を除く）

申請書類等のダウンロード先

（京町家の総合情報サイト「京町家を未来へ」）

<https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/repair/#2>



申請書類等

窓口までお越しになる場合は、事前にご予約いただければ幸いです。

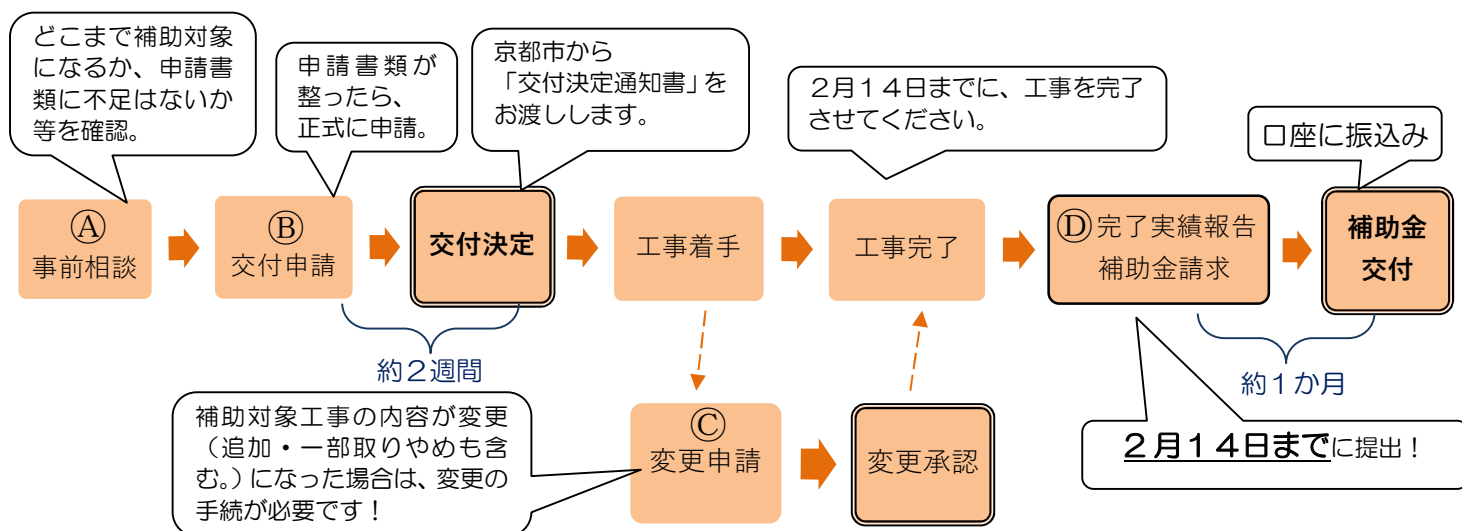
毎年、予算が無くなり次第受付終了します。ご相談はお早めに！

KYO-MACHIYA

1 補助金交付までの流れ、申請書類等

申請の流れ

～ ご注意 ～
補助事業の完了後10年以内に補助対象建築物が除却された場合や補助対象の部分が著しく改変された場合には、補助金を受けた者が、京都市に補助金を返還する必要があります。



・工事の契約及び着手は、必ず交付決定後にしてください。交付決定前に工事の契約や着手をした場合は、補助金を交付できません。

・工事内容に変更がある場合で、追加工事を補助対象として申請する場合、追加工事も必ず補助事業変更承認後に着手してください。

(変更申請の時期や本市の予算の状況によっては、補助金の増額の変更に応じられない場合があります。)

・完了実績報告時に、工事内容の変更が判明する事例が見受けられます。その場合、変更申請手続きが必要となりますので、余裕をもって2月14日までに実績報告書の提出をお願いします。

・完了実績報告の期日(2月14日)までに完了する見込みがないときは、12月1日までにご相談ください。

・申請者の委任を受けた工事施工者が、申請者を代理して補助金を受領できる代理受領制度を利用すると、申請者の一時的な費用負担を軽減できます。利用する場合は、事前相談時にご相談ください。

① 事前相談

事前相談時に、計画されている工事内容が補助対象になるか、申請書の記載内容や添付書類に不備がないか等の確認をします。

事前相談いただく際には、以下の資料をお持ちください。

- ① 対象の京町家の所在地がわかるもの（地図の写し等）、写真
- ② 工事内容が分かる資料（計画図面等）
- ③ その他申請の際に必要な書類（可能な範囲で）

- ・事前相談や申請等で窓口にお越しなる場合は、事前に予約をいただきますようお願いいたします。
- ・事前相談には1か月程度の時間がかかる場合もあります。工事の予定が決まっている場合など、お急ぎの際は、お早めにご相談ください。

② 交付申請（着工前の手続）

① 京町家改修補助金の申請の際に必要な書類

★印の各様式は、当室の窓口で配布しているほか、ウェブサイトからダウンロードできます。



申請書類等

| | 必要書類 | 提出物 | |
|---|--------------------------------------|--|---|
| 1 | 交付申請書 | 第1号様式（第一面から三面まであります） | ★ |
| 2 | 承諾書 | 第2号様式 | ★ |
| 3 | 付近見取図 | 地図上に、申請する京町家の敷地を記載したもの | |
| 4 | 補助金額算出書 | 第3号様式 | ★ |
| 5 | 補助事業の計画図面 | 工事部位や範囲、工事内容等を記載すること | |
| 6 | 写真 | <ol style="list-style-type: none"> ① 写真の撮影位置及び方向を示した図 ② 申請建築物の全景写真 ③ 道路等広く一般公衆から見える部分の写真（外観工事を対象とする場合） ④ 改修工事予定箇所の写真 ⑤ 京町家の形態・意匠を示す写真（個別指定京町家を除く） | |
| 7 | 建築基準法施行（昭和25年11月23日）以前に建築されたことを証する書面 | 建物の登記事項証明書及び閉鎖登記簿等（写しで可） <u>※個別指定京町家の場合は不要です</u> <u>※登記事項証明書で証明できる場合は、閉鎖登記簿は不要</u> （登記簿等での証明が難しい場合は、ご相談ください） | |
| 8 | 個別指定京町家に指定されていることを証する書面等 | 個別指定京町家の指定通知書の写し <u>※個別指定京町家でない場合は不要です</u> （指定通知書をお持ちでない等、準備が難しい場合はご相談ください） | |

| | | | |
|---|--------------------------|---|--|
| 9 | 景観重要建造物に指定されていることを証する書面等 | 景観重要建造物の指定通知書の写し ※景観重要建造物でない場合は不要です。 | |
|---|--------------------------|---|--|

③ 変更承認申請（内容変更の手続）

工事内容に変更が生じる場合、まずにご相談ください。

| | 必要書類 | 提出物 | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 変更承認申請書 | 第4号様式 | ★ |
| 2 | 変更後の補助金額算出書 | 第2号様式 | ★ |
| 3 | 変更となる書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の計画図面（変更箇所をマーキングしてください） ・その他変更書類 | |

④ 完了実績報告・補助金請求（工事完了後の手続）

工事完了後、速やかに提出してください。

＜提出締切＞ 2月14日（補助対象工事の実施の有無を確認し、変更の手続が必要な場合があるので、余裕をもって提出してください。）

完了実績報告の際に必要な書類

| | 必要書類 | 提出物 | |
|---|--|---|---|
| 1 | 実績報告書 | 第6号様式 | ★ |
| 2 | 補助事業に係る契約書又はこれに代わる書類 | 工事請負契約書、発注書・請書等の写し ・契約日は交付決定日以降としてください。 | |
| 3 | 補助事業に要した経費の内訳書 | 内訳書 〔交付申請時の「補助金額算出書」通りに補助対象工事が実施されたことを確認するためのものです。〕 | ★ |
| 4 | 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等 | 領収書の写し (銀行振込みの帳票では不可です) 〔補助事業に要する費用の支払いは、交付決定後にお願 いします。 ・領収書は、収入印紙を貼付した写しをお願いします。 (電子で発行された領収書は除く。) ・補助対象外工事を含むなど、工事請負契約の金額が補 助事業に要する費用より大きい場合は、領収書の但し 書きに、「補助事業に要する費用を含む」旨を記載して ください。〕 | |
| 5 | 工事部位等の写真 (補助事業の着工前、工 事中、及び完了後の状況 を示す写真) | ① 写真の撮影方向図 ② 全景写真 ③ 着工前・工事中・完了後の写真 〔補助対象工事が適切に実施されたか確認するた めの ものです。 ・工事部位ごとにまとめてください。 ※補助対象部分は、仮設足場(養生)を含め、工 中・完了後の写真を多めに撮影いただくことを心掛 けてください。補助対象工事の確認ができない場合、 補助金額が減額となることがあります。 ・(個別指定京町家の場合) 標示プレートを設置した写 真〕 | |
| 6 | 軽微な変更がある場合、 それがわかる資料 | 軽微な変更後の補助金額算出書、図面等 ※軽微な変更該当するかは変更が生じた時点でご相談くだ さい。 | |

| | | | |
|---|-------------|---|---|
| 7 | 補助金請求書 | 第7号様式 ※実績報告書と同時に提出する場合は、 日付は空欄にしておいてください。 (実績報告書の審査が終わった後に受付となるため) | ★ |
| 8 | 内部公開要件確認シート | ※補助対象工事として内部工事を実施された方のみ | ★ |
| 9 | アンケート | 本制度をより良くしていくためにご協力お願いします | ★ |

注意！

- 交付申請の際に提出した工事内容又は経費の配分を変更しようとするときには、内容変更の手続きが必要になります（軽微な変更の場合を除く）。
- 手順をせずに上記の行為を行った場合は、交付の決定はなかったものとみなされ、補助金が支払われなくなりますので、十分ご注意ください。

登記について

不動産の所有者が変更された場合の「移転登記」、相続による所有権移転の「相続登記」（令和6年4月1日から義務化）、所有者の「住所・名前の変更登記」（令和8年4月1日から義務化）は、不動産に関する権利関係を明確にする重要な手続きです。詳細については、司法書士等の専門家に御相談ください。

2 申請書記入方法

京町家改修補助金 交付申請書

第1号様式（第13条関係）

京町家改修補助金交付申請書 (第一面)

<共通>申請書等に押印は不要ですが、代理人が申請手続をする場合、申請内容や記載内容について、申請者の了解を得てください。

工事着手・工事契約する前に申請が必要です。

| | | | |
|---|------------------|--|--|
| (あて先) 京都市長 | | 令和8年●月●日 | |
| 申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 | | 申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (ふりがな) きょうと たろう 京都 太郎 | |
| 京都市京町家改修補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申 | | | |
| 補 助 金 | 所在地 | <input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他(京都市 | |
| | 建築年 | (明治・大正・昭和) _____年 ※ 補助対象建築物はすべて、建築基準法の施行日(昭和25年1月1日)以前に建築されたものである。 | |
| | 住戸形態 | <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 長屋(____戸/全____戸) | |
| | 用途 | <input type="checkbox"/> 住宅 ※ 住宅以外の面積が延べ床面積の2分の1未満である。 <input type="checkbox"/> 住宅以外(____) | |
| 概 要 区 分 | 敷 数 | 地上 _____階建て 注: 3階以下に限る | |
| | | <input type="checkbox"/> 個別指定京町家(指定の年月日及び番号: _____年 _____月 _____日) | |
| | | <input type="checkbox"/> 景観重要建造物の指定あり(指定名称: _____) | |
| | | <input type="checkbox"/> 指定地区内の京町家 (地区名: _____) | |
| | | <input type="checkbox"/> 未指定京町家 ※「指定地区内の京町家」又は「未指定京町家」の場合は以下にチェックすること。 | |
| | 構造(必須) | <input type="checkbox"/> 木造 | <input type="checkbox"/> 伝統的な構造(伝統軸組工法) |
| | 形態又は意匠(必須) | <input type="checkbox"/> 平入りの屋根 注: 角地、路地状敷地又は路地奥の敷地に存する建築物若しくは高塀を有する建築物である場合は必須でない。 | |
| | 形態又は意匠(いずれか1つ以上) | <input type="checkbox"/> 隣地に接する外壁又は高塀 | <input type="checkbox"/> 通り庭 <input type="checkbox"/> 火袋 |
| | | <input type="checkbox"/> 坪庭又は奥庭 | <input type="checkbox"/> 通り庇 <input type="checkbox"/> 格子 |

申請者の住所は郵便の届く住所としてください。

○申請者名は補助金を請求する金融機関の口座名義と一致している必要があります。

○代理受領制度を活用される場合はご相談ください。

個別指定の場合はここを記入(指定番号等が不明な場合はご相談ください)

○個別指定の京町家の場合、指定通知書の住所と一致させてください。
○申請者の住所と建物が同一の場合でも、郵便の住所と指定通知書の表記が異なる場合は「その他」にチェックし、指定通知書通りに記入してください。

景観重要建造物の場合はここを記入

地区指定又は未指定京町家の場合はここを記入
※記入内容が不明な場合はご相談ください。

第1号様式（第13条関係）

（第二面）

| | |
|----------|--|
| 補助金の申請状況 | ① 補助対象建築物（その敷地内の他の補助対象建築物を含む。）は、申請年度の前年度及び前年度の前年度のいずれの年度ともに、補助金の交付の対象としていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| | ② 申請年度及びその前年度の期間中に2回以上の交付申請をしていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| | ③ 過去10年間に補助金（京町家改修補助金と同種類他の補助金を含む。）の対象とならなかった部分は、補助対象としていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

3年連続の申請はできません

詳細は「よくある質問Q9」をご参照ください

| | | |
|------------|--|----------|
| 申請者区分 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有予定者 <input type="checkbox"/> その他（ | |
| 補助事業に要する費用 | ¥ | 円（消費税抜き） |
| 補助金申請額 | ¥ | 円 |
| 補助事業実施予定期間 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 |
| 工事施工者 | 元請負業者名（名称及び代表者名）： （担当者 所在地：（電話 - -） | |
| | ※元請負業者が市内業者でない場合において、下請負業者が市内事業者であるとき | |
| | 下請負業者名（名称及び代表者名）： （担当者 所在地：（電話 - -） | |
| | | |
| 確認項目 | 補助事業（工事の請負契約の締結を含む）に着手していない。 <input type="checkbox"/> はい | |
| | ※補助事業に内部工事を含む場合は、下記のいずれかにチェックすること。 補助事業完了後に、補助対象建築物の全部又は一部について、 <input type="checkbox"/> 地域交流の拠点などの公的な利用に供するよう努める <input type="checkbox"/> 生活文化が表れている建物内部の状況等について写真等を用いて情報等により公開するよう努める | |
| | 補助事業の実施について、関係権利者の同意等を得ている。 | |
| 所有者の同意等 | <input type="checkbox"/> ・所有者以外の場合……………所有者の同意 <input type="checkbox"/> ・現に賃借人がある場合……………賃借人への周知 | |
| | 申請者以外に関係権利者が存在しない。 <input type="checkbox"/> はい | |

「補助金額算出書」で算出した金額を記入してください。

○工事予定期間を記入してください。
○決定まで時間を要しますので、工事着工予定日は余裕を持って期間を設定してください。

関係権利者がいる場合は、同意等をとっていただき、チェックを入れてください。

○京町家改修補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

申請者氏名 _____

私は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等ではありません。

第一面の申請者名と同じにしてください。

第1号様式(第13条関係)

(第三面)

○ 私は、下記の者を代理人と定め、京町家改修補助金に係る手続(補助金の受領を除く。)の一切の権限を委任します。

| |
|---|
| 記 |
| 申請者氏名 _____ (代理人) 住所 _____ 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名) _____ _____ 電話 _____ |

申請者以外の方が代わりに申請手続をされる場合はご記入ください。

○ 申請年度内の他の補助金の申請状況 ※該当する箇所にはチェック☑をしてください。

| | | | |
|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ●「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金 | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |
| ●市街地景観整備補助金・歴史的風致形成建造物補助金・伝統的建造物群保存等事業補助金 | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |
| ●文化財保護事業補助金(維持管理費補助金) | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |
| ●みやこ柚木普及促進事業補助金 | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |
| ●袋路等始端部における耐震・防火改修事業補助金 | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |
| ●その他() | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |
| ●その他() | <input type="checkbox"/> 申請済み | <input type="checkbox"/> 申請予定 | <input type="checkbox"/> 予定なし |

同一年度における他の補助金制度の申請状況についてご記入ください。

○ 添付書類一覧(番号順に添付のこと) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

| | |
|--|-----------------------------|
| (1) 承諾書(第2号様式) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (2) 付近見取図 | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (3) 補助金額算出書(第3号様式) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (4) 補助事業の計画図面 ※ 屋根改修工事の場合は屋根伏図、その他の外部改修工事の場合は立面図等、必要に応じて工事部位や範囲、寸法、工事内容等を明記した図面であること。 | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (5) 補助事業の着手前の状況を示す写真 (補助対象建築物の全景写真、道路その他の公共の場所から見える部分の写真及び補助対象の部分ごとの写真) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (6) (5)写真の撮影の位置及び方向を記した図面 | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (7) 建築基準法の施行前に建築されたことを証する書面(個別指定京町を除く。) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (8) 京町家の都市生活の中から生み出された形態又は意匠を示す写真 (個別指定京町家を除く。) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (9) 個別指定京町家に指定されていることを証する書面等(個別指定京町家に限る。) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (10) 景観重要建造物に指定されていることを証する書面等(景観重要建造物に限る。) | <input type="checkbox"/> 添付 |

必要な添付書類のチェックリストです

※補助金算出書は、京都市ホームページにて、エクセルの様式を公開しています。

申請書記入方法

エクセルの黄色いセル部分に記入してください。

個別指定・景観重要建造物指定

第3号様式(第13条関係)

補助金額算出書(個別指定京町家用) ※景観重要建造物

景観重要建造物の指定を受けている場合はこちらの様式に記入

| 工事種別 | | 補助事業に要する費用 (税抜金額) |
|------|---|----------------------|
| 外観工事 | ① | 円 |
| | ② | 円 |
| | ③ | 円 |
| | ④ | 円 |
| | ⑤ | 円 |

第3号様式(第13条関係)

補助金額算出書(個別指定京町家用) ※景観重要建造物以外

見積書の工種ごとの費用を記入

| 工事種別 | | 補助事業に要する費用 (税抜金額) | | |
|-----------|--------------------------------|----------------------|--------------------------------------|--------|
| 外観工事 | ① 仮設工事 | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ② 大工工事 | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ③ 屋根工事 | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ④ 左官工事(土壁) | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ⑤ 塗装工事 | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ⑥ 建具工事 | 〇〇〇〇 円 | 合計額(①~⑥) | (A) 円 |
| | ⑦ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | (A)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (B) 円 |
| 内部工事 | ⑧ | 円 | (B)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載 | (C) 0円 |
| | ⑨ 左官工事(土壁) | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ⑩ 畳工事 | 〇〇〇〇 円 | 合計額(⑨~⑩) | (D) 円 |
| | ⑪ 天井工事 | 〇〇〇〇 円 | (D)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (E) 円 |
| 設備工事 | ⑫ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | (E)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載。ただし、限度額120万円 | (F) 0円 |
| | ⑬ 排水工事 | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ⑭ 電気工事 | 〇〇〇〇 円 | 合計額(⑬~⑭) | (G) 円 |
| | ⑮ 床暖房設備工事 | 〇〇〇〇 円 | (G)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (H) 円 |
| 構造健全化工事 | ⑯ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | (H)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載。ただし、限度額120万円 | (I) 0円 |
| | ⑰ 根継ぎ | 〇〇〇〇 円 | | |
| | ⑱ 歪み直し | 〇〇〇〇 円 | 合計額(⑰~⑱) | (J) 円 |
| 補助予定量 | ⑲ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | (J)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (K) 円 |
| | 補助予定量(構造) (K)の1,000円未満を切り捨てた金額 | | | 0円 |
| 補助予定量(合計) | | | | 円 |

補助対象となる費用のみを記入

※補助事業に要する費用 円

(C) (F) (I) (K)の合計を記入。

○補助予定量を申請書(第1号様式第二面の「補助金申請額」欄に記載

(A) (D) (G) (J)の合計を記入。

○申請書(第1号様式第二面の「補助事業に要する費用」欄に記載

地区指定

「特別外観工事」を含む場合はこちらの様式

第3号様式(第13条関係)
補助金額算出書(地区指定京町家用) ※特別外観工事

| 工事種別 | | 補助事業に要する費用 (税抜金額) | | | |
|-----------------------------|------|----------------------|---|---|--|
| 特別外観工事 | ① | | 円 | | |
| | ② | | | | |
| | ③ | | | | |
| | ④ | | | | |
| | ⑤ | | | | |
| | ⑥ | | | | |
| | ⑦ | | | | |
| | ⑧ | | | | |
| | 内部工事 | ⑨ | | | |
| | | ⑩ | | | |
| | | ⑪ | | | |
| | | ⑫ | | | |
| 設備工事 | ⑬ | | | | |
| | ⑭ | | | | |
| | ⑮ | | | | |
| | ⑯ | | | | |
| 総合計額(C+J) | | | | | |
| 補助予定額(外部、内 | | | | | |
| 構造健全化工事 | ⑰ | | | | |
| | ⑱ | | | | |
| | ⑲ | | | | |
| 補助予定額(構造) (K)の1,000円未満を切 | | | | | |
| 補助予定額(合計) | | | | | |
| 補助予定額(構造) ただし、限度額200万円 | | | | | |
| 補助予定額(合計) | | | | | |
| ※補助事業に要する費用 | | | | 円 | |

第3号様式(第13条関係)
補助金額算出書(地区指定京町家用)

| 工事種別 | | 補助事業に要する費用 (税抜金額) | | | | |
|---|----------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-----|----|
| 外観工事 | ① | | 円 | | | |
| | ② | | | | | |
| | ③ | | | | | |
| | ④ | | | | | |
| | ⑤ | | | | | |
| | ⑥ | | | | | |
| | 合計額(①~⑥) | | | (A) | 円 | |
| | ⑦ | | | (A)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (B) | 円 |
| | ⑧ | | | (B)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載 | (C) | 0円 |
| | 内部工事 | ⑨ | | | | |
| | | ⑩ | | | | |
| | | 合計額(⑨~⑫) | | | (D) | 円 |
| ⑪ | | | (D)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (E) | 円 | |
| ⑫ | | | (E)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載 | (F) | 0円 | |
| 設備工事 | ⑬ | | | | | |
| | ⑭ | | | | | |
| | 合計額(⑬~⑯) | | | (G) | 円 | |
| | ⑮ | | | (G)に補助率【2/3】をかけた金額を記載 | (H) | 円 |
| ⑯ | | | (H)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載 | (I) | 0円 | |
| 総合計額(C+J) | | | | | | |
| 補助予定額(外部、内部、設備合計) ただし、限度額100万円 | | | | | | |
| 総合計額(C+J) | | | | 円 | | |
| 補助予定額(外部、内部、設備合計) ただし、限度額200万円 | | | | 円 | | |
| 補助予定額(構造) ただし、限度額60万円 (K)の1,000円未満を切り捨てた金額 | | | | 0円 | | |
| 補助予定額(合計) | | | | 円 | | |
| 補助予定額(構造) ただし、限度額60万円 (K)の1,000円未満を切り捨てた金額 | | | | 0円 | | |
| 補助予定額(合計) | | | | 円 | | |
| ※補助事業に要する費用 | | | | 円 | | |

「特別外観工事」を含む場合はこちらの様式

「内部工事」「設備工事等」の合計額の限度は100万円です。

⑰+⑱合計 ただし、限度額100万円

未指定京町家

第3号様式(第13条関係)

補助金額算出書(未指定京町家用) ※特別外観工事

| 工事種別 | | 補助事業に要する費用 (税抜金額) | | | |
|--------------------|---|----------------------|-------------------------|-----|----|
| 特別外観工事 | ① | 円 | | | |
| | ② | 円 | | | |
| | ③ | 円 | | | |
| | ④ | 円 | | | |
| | ⑤ | 円 | | | |
| | ⑥ | 円 | 合計額(①～⑤) | (A) | 円 |
| | ⑦ | 円 | (A)に補助率【1/2】をかけた金額を記載 | (B) | 円 |
| | ⑧ | 円 | (B)の1,000円未満を切り捨てた金額を記載 | (C) | 0円 |
| 補助予定額 ただし、限度額500万円 | | | 円 | | |

「未指定京町家」の補助率は【1/2】です。

※補助事業に要する費用 円

承諾書 【個別指定】

個別指定京町家と、地区指定内又は未指定の京町家は様式が異なりますのでご注意ください

第2号様式（第13条関係）

承諾書
（個別指定京町家用）

（あて先）京都市長

京町家改修補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

- 1 補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介すること。
- 2 内部工事の補助金の交付を受けた場合は、補助事業完了後に、補助金全部または一部について、地域交流の拠点などの公的な利用に供し、写真等が表れている建物内部の状況等について写真等を用いて情報発信するよう努めること。
- 3 個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置すること。
- 4 補助事業が完了した日から10年以内に、補助対象建築物が除却された場合、補助対象の部分が著しく改変された場合、又は外観工事の補助対象の部分が道路その他の公共の場所から見えなくなった場合において、市長が補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者は、補助事業者以外の者が除却等をした場合であっても、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金を京都市に返還すること。

年 月 日

申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）

【申請者が所有者と異なる場合】

本承諾書に記載の1から3について、申請者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得ている。

⇒ はい


京都市の広報などで、補助金を利用いただいた事例としてご紹介することがありますので、ご承諾をお願いします。

補助金をご利用いただいた部分については、10年間保全してください。

申請書第一面の申請者名と同じにしてください。

<個別指定京町家>
個別指定京町家であることを示すプレートをお渡ししますので、道路等から見える場所に設置いただくことをご承諾をお願いします。

- ・縦 12cm、横
- ・真鍮製



承諾書 【地区指定・未指定京町家】

第2号様式（第13条関係）

承諾書

（地区指定内に存する京町家用、未指定京町家用）

（あて先）京都市長

京町家改修補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

- 1 補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介すること。
- 2 内部工事の補助金の交付を受けた場合は、補助事業完了後に、補助対象建築物の全部または一部について、地域交流の拠点などの公的な利用に供し、又は生活文化が表れている建物内部の状況等について写真等を用いて情報発信する等により公開するよう努めること。
- 3 補助事業が完了した日から10年以内に、補助対象建築物が除却された場合、補助対象の部分が著しく改変された場合、又は外観工事の補助対象の部分が道路その他の公共の場所から見えなくなった場合において、市長が補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者は、補助事業者以外の者が除却等をした場合であっても、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金を京都市に返還すること。

【補助対象事業に特別外観工事を含む場合】

- 4 特別外観工事の対象となる補助対象建築物を個別指定京町家に指定することに協力すること。
- 5 個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置すること。

年 月 日

申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）

一面の申請者名と同じにしてください。

【申請者が所有者と異なる場合】

本承諾書に記載の1、2、4、5について、申請者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得ている。

⇒はい

※特別外観工事を含む場合のみ記入

同意を得た所有者の氏名： _____

申請者が所有者と異なり、かつ特別外観工事を含む場合、同意を得た所有者の氏名をご記入ください。

京都市の広報などで、補助金を利用いただいた事例としてご紹介することがありますので、ご承諾をお願いします。

補助金をご利用いただいた部分については、10年間保全してください。

変更承認申請書

※交付決定後に工事内容の変更等が発生した場合

※当初の交付決定に含まれていない内容を補助対象に追加する場合や、補助対象工事の一部を取り止める場合は、変更工事に着手する前に必ず変更の手続きを行い、承認を受けてください。

第4号様式（第16条第2項関係）

京町家改修補助金変更承認申請書

| | |
|--|--|
| (あて先) 京 都 市 長 | 年 月 日 |
| 申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -) | 申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -) |

京都市京町家改修補助金交付要綱第16条第2項の規定により、補助事業の申請します。

| | |
|-----------------|--|
| 補助対象京町家の所在地 | 京都市 |
| 交付決定通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |
| 変更承認通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |
| 申請の区分 | <input type="checkbox"/> 補助事業の内容又は経費の配分の変更 ⇒(あ)、(い)及び(う)欄を記入 <input type="checkbox"/> 補助事業が完了期限までに完了する見込みがない ⇒(あ)及び(え)欄を記入 <input type="checkbox"/> その他 ⇒(あ)、(い)及び(え)欄を記入 |
| (あ)申請の理由 | |
| (い)変更の内容 | |
| (う)変更後の補助金額 | Y 円 |
| (え)補助事業の完了見込み | 年 月 日 |

「交付決定通知書」に記載の所在地と同じにする

変更後の「補助金算出書」の補助金額を記入

※ 申請事項に応じて、適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

変更内容に応じて、変更図面等を添付してください。

補助事業中止・廃止報告書

※交付決定後に補助事業を中止・廃止する場合は提出してください。

第5号様式（第16条第2項関係）

京町家改修補助金補助事業中止・廃止報告書

| | |
|--|--|
| (あて先) 京 都 市 長 | 年 月 日 |
| 申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -) | 申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -) |

| | |
|--|------------------|
| 京都市京町家改修補助金交付要綱第16条第2項の規定により、補助事業を中止し、又は廃止する旨を報告します。 | |
| 補助対象京町家の所在地 | 京都市 |
| 交付決定通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |
| 変更承認通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |
| 中止又は廃止の理由 | |

「交付決定通知書」に記載の所在地と同じにしてください。

実績報告書（工事完了後）

第6号様式（第18条関係）

京町家改修補助金実績報告書

| | |
|--|--|
| (あて先) 京 都 市 長 | 年 月 日 |
| 申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 -) | 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名) (電話 - -) |

| | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 京都市京町家改修補助金交付要綱第18条の規定により、報告します。 | |
| 補助対象京町家の所在地 | 京都市 |
| 補助事業に要した費用 | Y 円 (消費税抜き) |
| 交付予定額 | ¥ 円 |
| 補助事業の実施期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 交付決定通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |
| 変更承認通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |

交付決定通知書に記載の所在地と同じにしてください。

| | |
|--|-----------------------------|
| 添付書類（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。 | |
| (1) 補助事業に係る工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (2) 補助事業に要した経費の内訳書 | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (4) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真並びに写真撮影方向図 (補助事業着手前、実施中及び完了後の写真を、補助対象の部分ごとにまとめること) | <input type="checkbox"/> 添付 |
| (5) 軽微な変更がある場合、それがわかる資料 | <input type="checkbox"/> 添付 |

添付書類を確認のうえ
チェック

内訳書

補助事業に要した経費の内訳書

| | |
|----------|----------|
| 作成日 | 令和 年 月 日 |
| 工事施工者の名称 | |

| 工事種別 | | 補助事業に要する費用 (税抜金額) | | | |
|-------------------------|------------|----------------------|--|--|----------|
| 外観工事 (特定外観工事含む) | ① 仮設工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ② 大工工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ③ 屋根工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ④ 左官工事(土壁) | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑤ 塗装工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑥ 建具工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑦ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑧ | 円 | | | 合計額(①~⑧) |
| 内部工事 | ⑨ 左官工事(土壁) | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑩ 畳工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑪ 天井工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑫ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | | | 合計額(⑨~⑫) |
| 設備工事 | ⑬ 排水工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑭ 電気工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑮ 床暖房設備工事 | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑯ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | | | 合計額(⑬~⑯) |
| 構造健全化工事 | ⑰ 根継ぎ | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑱ 歪み直し | 〇〇〇〇 円 | | | |
| | ⑲ 諸経費 | 〇〇〇〇 円 | | | 合計額(⑰~⑲) |
| 補助事業に要する費用の合計額(A+D+G+J) | | | | | 円 |
| 京可家の改修工事に関する契約金額(税込) | | | | | 円 |
| 補助金交付予定額 | | | | | 円 |
| 申請者の支払額(税込) | | | | | 円 |

「補助金算出書」の記入内容と同じ

補助金算出書の「補助事業に要する費用」と同じ

交付決定通知書の「補助金交付予定額」と同じ

※ 代理受領制度の利用を利用する はい いいえ

○原則、「申請者の支払い額」は契約金額と一致します。
 ○代理受領を利用する場合、「申請者の支払い額」は、「契約金額」から「補助金交付予定額」を差し引いた金額となります。

補助金請求書

第7号様式（第20条関係）

京町家改修補助金請求書

提出日は空欄のまま
ご提出ください

| | |
|--|--|
| (あて先) 京 都 市 長 | 年 月 日 |
| 申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒 -) | 申請者の氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名) (電話 - -) |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 京都市京町家改修補助金交付要綱第20条の規定により、補助金を請求します。 | |
| 補助対象京町家の所在地 | 京都市 |
| 補助金請求額 | ¥ 円 |
| 交付決定通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |
| 変更承認通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号 |

交付決定通知書に記載の
所在地と同じにしてください。

代理受領を利用する場合は、補助金を
受領する工事施工者の口座を記載

振込口座

| 金融機関名 | 店舗名 | 預金種目 | 口座番号 |
|----------------|--------|--|------|
| 銀行・金庫 | 支店・出張所 | <input type="checkbox"/> 普通(総合) | |
| | | <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他 | |
| 口座名義 (フリガナ) | | | |
| 口座名義 (漢字等) | | | |

※代理受領を
利用しない場合
申請者の氏名と
一致させてくだ
さい。

右ヅメで記入ください。
(口座番号が6桁の場合は先頭に
「0」をつけてください。)

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

※記入間違いやチェック忘れがあると振込ができませんので注意してください。

代理受領の場合

事前届出書

第8号様式（第23条第1項関係）

京町家改修補助金代理受領に係る事前届出書

| | |
|----------------------------------|---|
| (宛先) 京都市長 | 年 月 日 |
| 届出者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） | 届出者の氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名） （電話 — — ） |

交付申請書の申請者と同じにしてください。

京都市京町家改修補助金交付要綱第23条第1項の規定により、京町家改修補助金の代理受領制度を利用予定であることを届け出ます。

| | | |
|----------------------|------|----------------------------|
| 補助対象京町家の所在地 | | |
| 工事施工者 （補助金の代理受領者） | 住所 | （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） |
| | 氏名 | （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名） |
| | 電話番号 | |

交付決定通知書に記載の所在地と同じにしてください。

※ 代理受領事前届出書の内容が確認できましたら、申請者及び工事施工者に京町家改修補助金の交付予定額を合わせて通知します。

代理受領の場合

委任状

第9号様式（第23条第1項関係）

京町家改修補助金代理受領に係る委任状

私（委任者）は、下記の補助対象建築物に係る京町家改修補助金について、京都市から交付される補助金の受領に関する権限を下記の工事施工者（受任者）に委任します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 補助対象建築物の 所在地 | |
|-----------------|--|

交付決定通知書に記載の
京町家の所在地と同じ
にしてください。

年 月 日
委任者
(住所又は所在地)
(名称又は氏名)

交付決定通知書に記載の
申請者の住所と同じに
してください。

(住所又は所在地)
受任者
(名称又は氏名)

(電話番号)

この委任状は、3通作成して委任者と受任者のそれぞれで保管するほか、京都市長に1通提出します。

代理受領の場合

取下届

第10号様式（第23条第3項関係）

京町家改修補助金代理受領に係る取下届

| | |
|----------------------------------|---|
| (宛先) 京都市長 | 年 月 日 |
| 届出者の住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 届出者の氏名 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名） (電話 - -) |

京都市京町家改修補助金要綱第23条第3項の規定により、京町家改修補助金の代理受領制度の利用を取り下げを届け出ます。

| | | | |
|-------------|--------------------------------|-------|------------|
| 補助対象京町家の所在地 | 受け取った交付決定通知書、変更承認通知書の年月日、番号を記入 | | |
| 確認通知書の内容 | 通知日及び番号 | 年 月 日 | 京都市指令都ま第 号 |
| 交付決定通知書の内容 | 通知日及び番号 | 年 月 日 | 京都市指令都ま第 号 |
| | 変更通知日及び番号 | 年 月 日 | 京都市指令都ま第 号 |
| | 交付予定額 | | 円 |
| 取下げの理由 | | | |

※ 代理受領取下届の内容が確認できましたら、申請者及び工事施工者に通知します。

3 添付書類作成例

(1) 計画図面

- 施工数量が確認できるように寸法や面積を記載してください。
- 対象工事箇所を赤線で囲むなど、工事の内容と施工範囲を明記してください。
- 工事内容等の記載が「補助金額算出書」と相違しないよう注意してください。
- 足場の設置位置を記載してください。

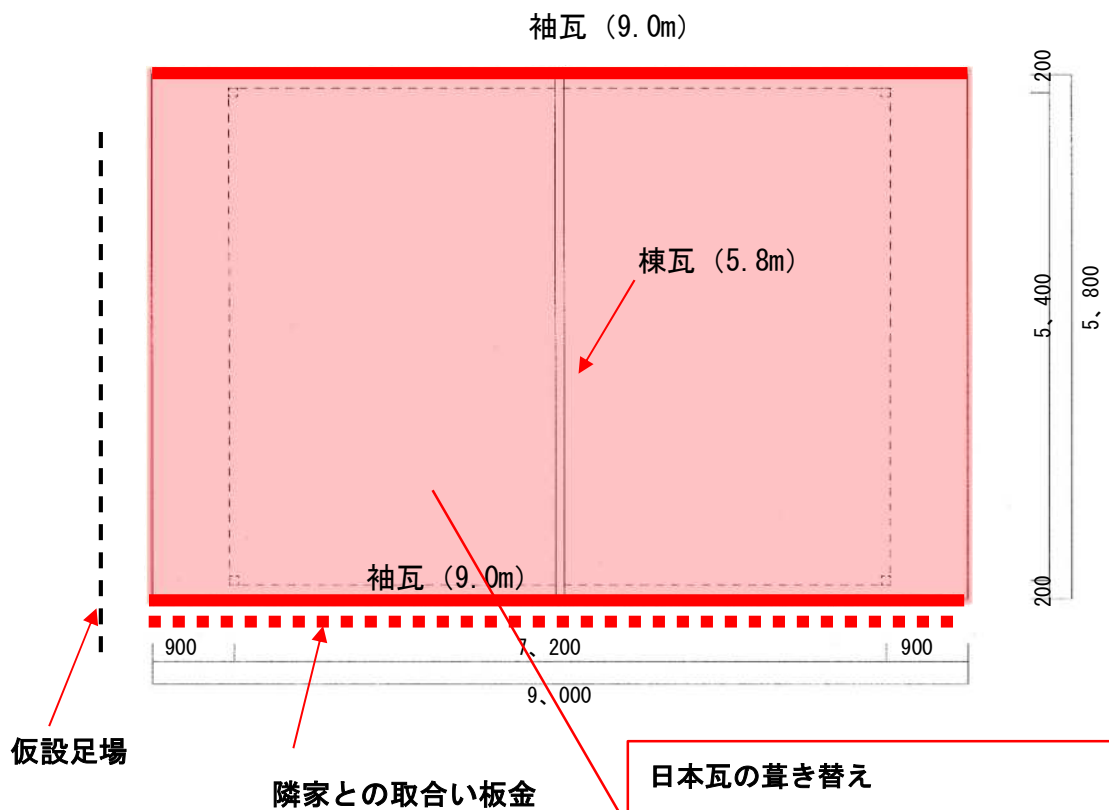
<作成例>

外観工事

【屋根伏図】

面積等を算出した式も
記載してください

瓦の葺き替え
大屋根 (5.8×9.0=52.2 m²)

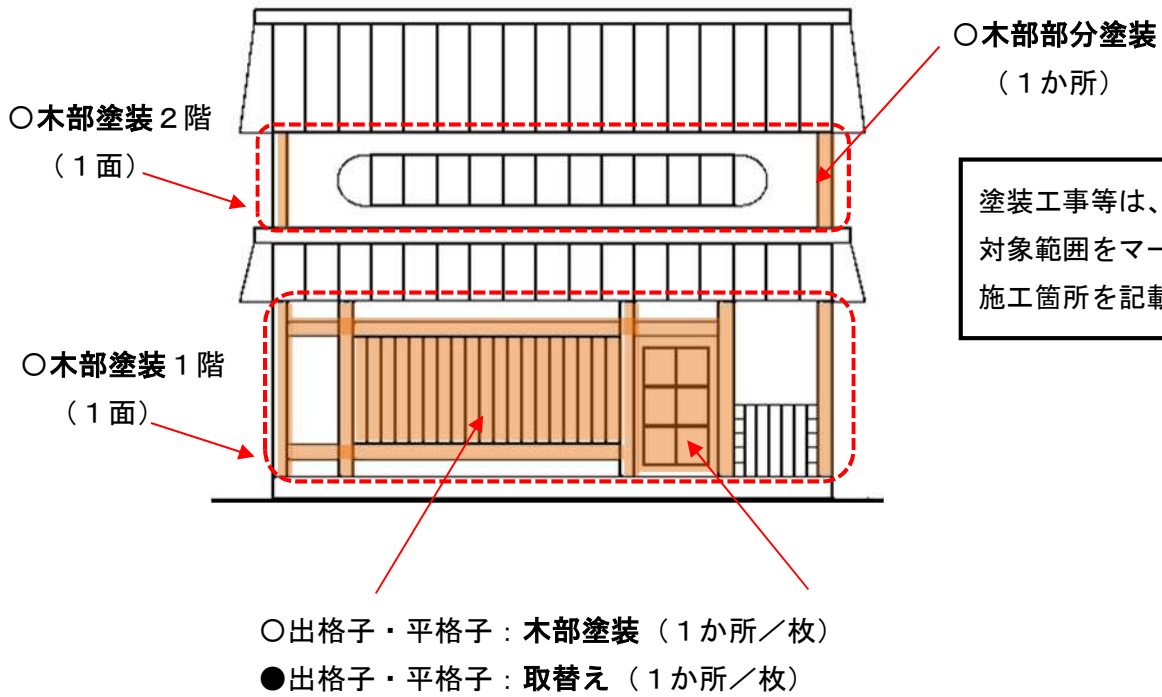


※樋工事は屋根伏図に図示しても可。
その場合、樋の寸法も記入すること。

日本瓦の葺き替え

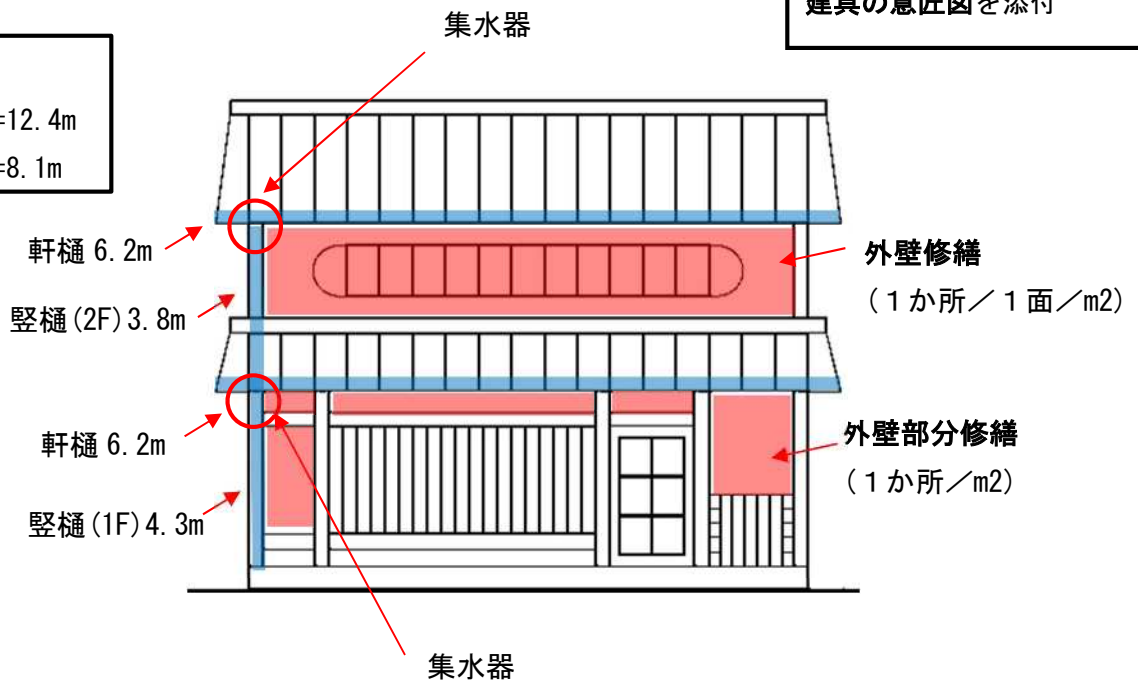
- 野地板施工
- ルーフィング施工
- 栈木施工
- 日本瓦葺き
(棟瓦、袖瓦、軒先瓦を含んでも可)

【立面図】



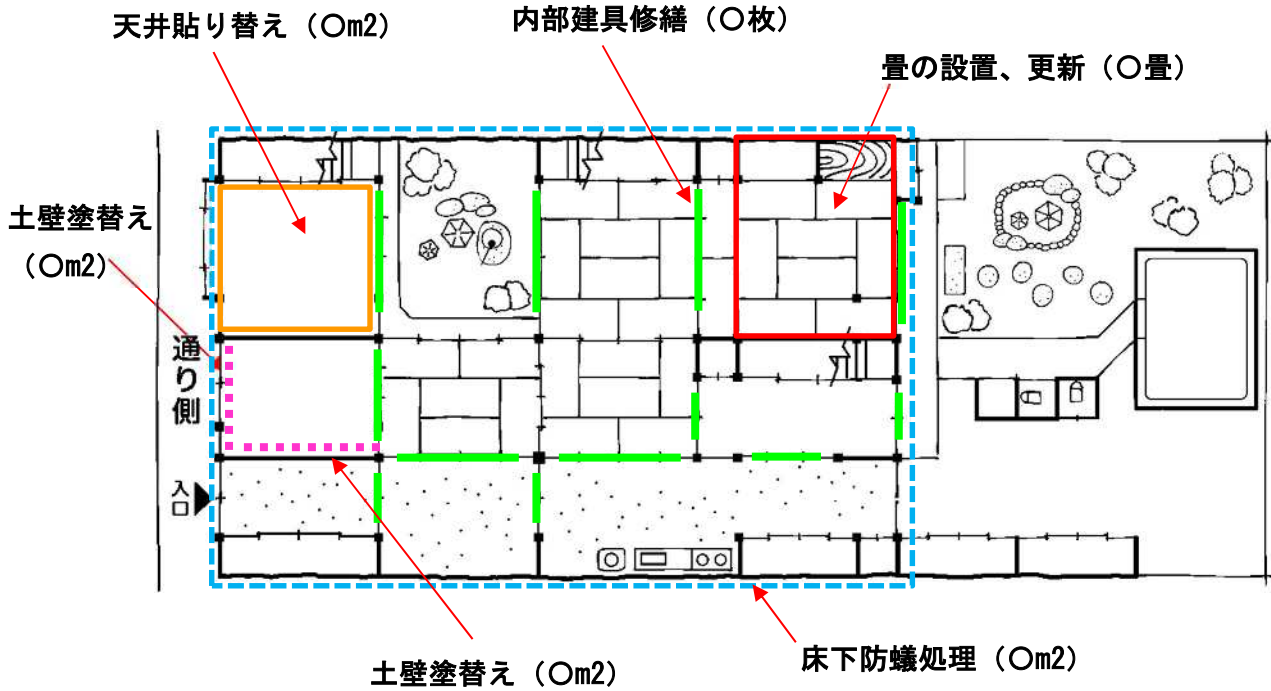
建具を取り替える場合は、**建具の意匠図**を添付

樋交換
 軒樋 $6.2 + 6.2 = 12.4\text{m}$
 縦樋 $3.8 + 4.3 = 8.1\text{m}$



【平面図】

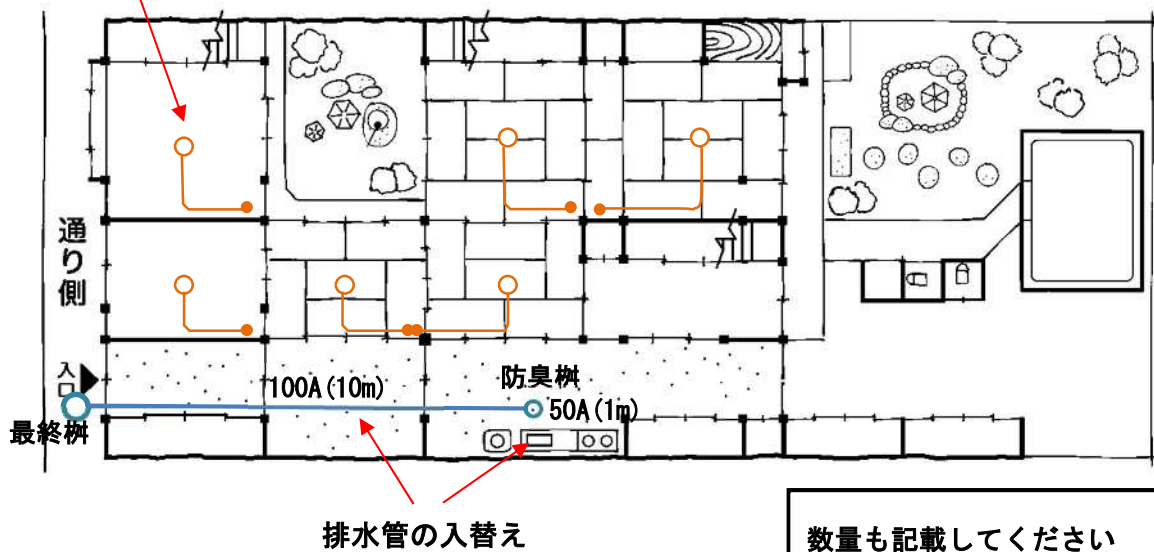
内部工事



設備工事等

電気配線改修
(照明配線 6箇所)

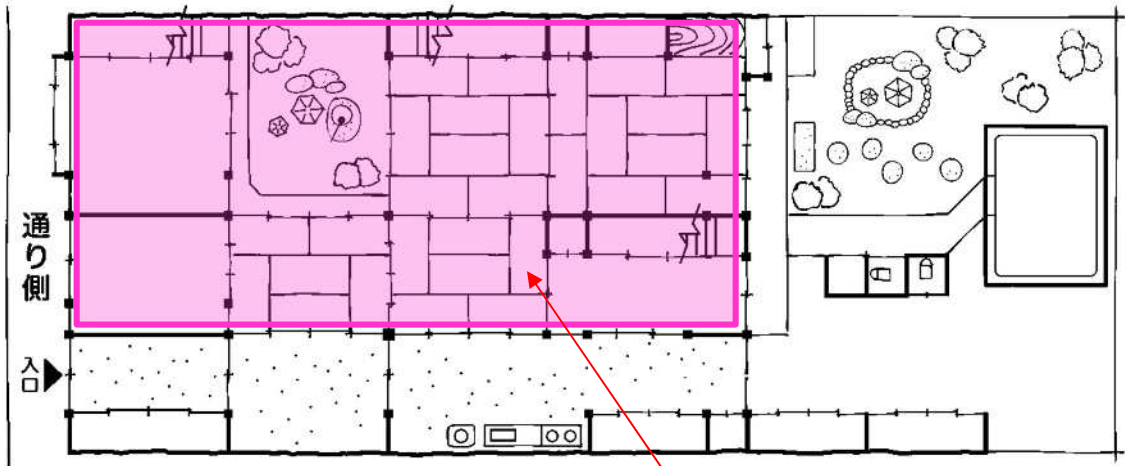
- ・ 照明器具は対象外
- ・ スイッチ、コンセント、シーリング類は対象



設備工事等

●断熱工事（床・壁）

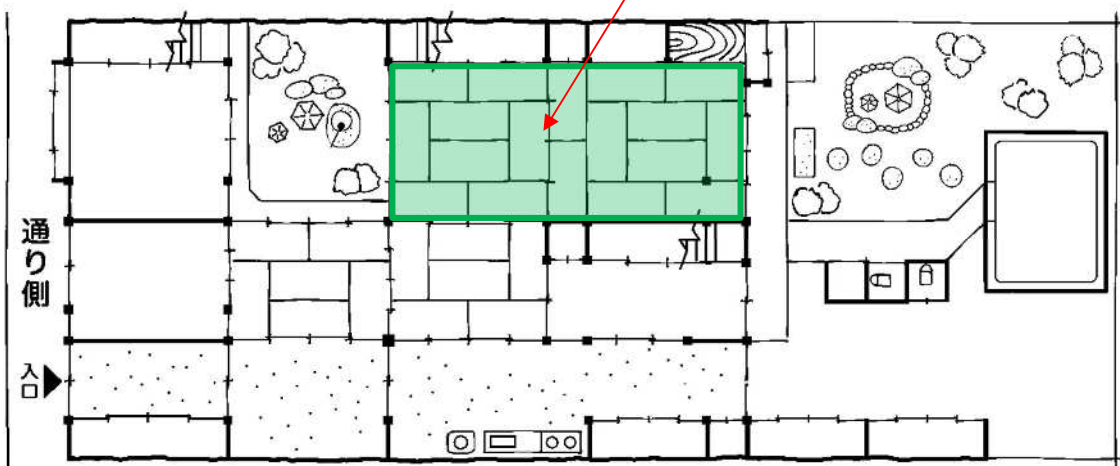
補助対象床面積部分に
着色等のマーキングをする



天井もしくは床断熱工事 (Om2)

●床暖房設備工事

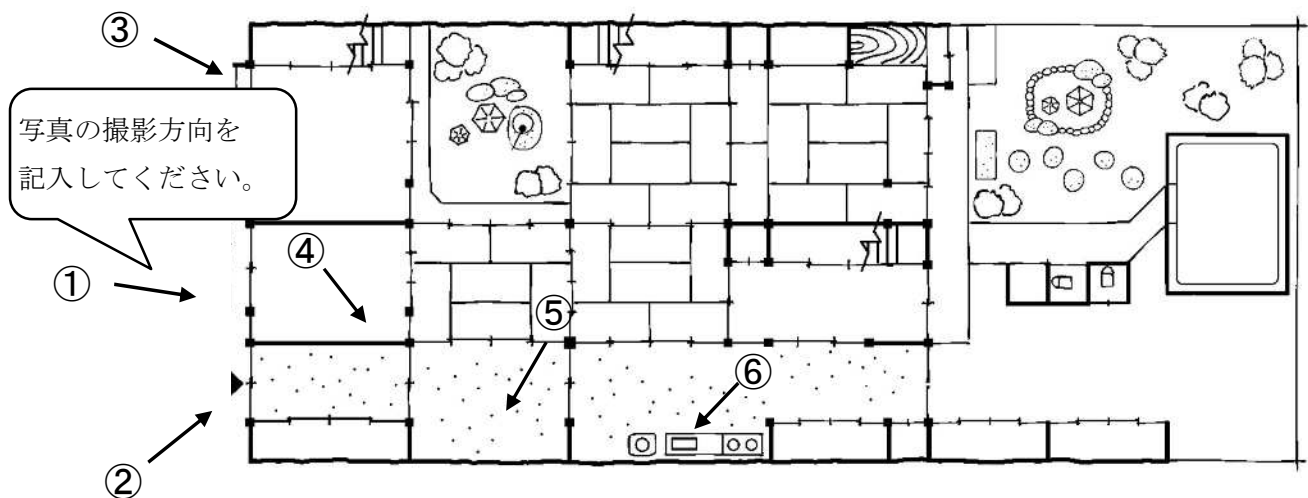
床暖房設備工事 (Om2)



(2) 写真及び写真の撮影方向図

- 交付申請時には、以下の写真を添付してください。
 - ①申請建築物の全景写真
 - ②道路等広く一般公衆から見える部分の写真（外観工事を対象とする場合）
 - ③改修工事予定箇所の写真
 - ④京町家の形態・意匠を示す写真（個別指定京町家を除く。）
- 交付申請時に工事前写真が撮影できない部分（屋根瓦や配管等）については、完了実績報告時に工事前の写真も添付ください。
 - ※ 屋根瓦：足場設置後に工事着手前写真、
足場撤去前に工事完了写真を撮影してください。
 - 設備配管等：隠蔽部分などは、掘削後の古い配管の写真、埋め戻し前の新しい配管の写真を撮影してください。
- 写真の撮影位置・方向が分かるよう、写真撮影方向図を添付してください。
- 写真は、同じ場所から同じ方向に、工事前・工事中・工事後の状況を撮影してください。
- 工事中の写真の撮り忘れに注意してください。特に、左官・塗装・配管・防蟻処理など、完成時には隠れてしまう工事や、瓦のズレ直し、部分的な補修など、工事前後の比較では履行確認が難しい工事を補助対象としている場合は、工事中の写真で完了確認をしますので、忘れずに撮影してください。

写真の撮影方向図



4 よくあるご質問

■申請編

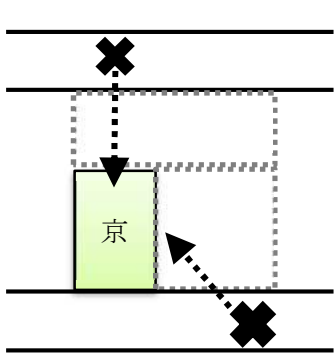
| | 質問 | 回答 |
|----|----------------------------------|--|
| Q1 | 所有者が京都市外在住者でも対象になりますか？ | 対象になります。 |
| Q2 | 賃貸人等、所有者以外が申請することはできますか？ (5条) | 所有者の同意を得ていただければ、所有者以外の方でも申請できます。 また、申請時点で京町家に賃借人がいる場合は、補助金を利用することについて賃借人への周知を行ってください。 |
| Q3 | 店舗や事務所でも対象になりますか？(6条6 構造改修住宅除外) | 「外観工事、特別外観工事、内部工事、設備工事等」については用途の要件は設けておりませんので、対象になります。 一方、「構造健全化工事」は <u>店舗等の用途に限り対象</u> です。 (店舗兼用住宅の場合は住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものが対象) |
| Q4 | 補助金は先着順ですか？ | 書類の不備がなく、交付申請書を受理できた方からの先着順です。なお、年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了いたします。 |
| Q5 | 郵送でも申請を受け付けてもらえますか？ | 郵送による申請書類の提出も受け付けています。 |
| Q6 | 現場確認をしますか？ | 対象の京町家の現況や工事現場の確認、工事完了後など、必要に応じて、現場確認を実施することがあります。 |
| Q7 | 工事施工者は京都市内の事業者でなくてははいけませんか？ | 工事施工者(元請負人)は京都市内に本店又は主たる事務所(支店を含む)を置いている者である必要があります。 ただし、次のいずれかに該当する場合は市外の工事施工者でも申請できます。 ・補助金の交付予定額が20万円以下 ・工事施工者が締結する下請契約における下請負人のうちに市内事業者がある (要綱第7条) |

| | | |
|-----|---|---|
| Q8 | 補助対象建築物について、補助金を併用することはできますか？ | <p>景観の補助金、文化財の補助金、耐震・防火改修工事に対する補助金（「まちの匠・ぷらす」）、省エネルギー補助金など、<u>他の補助金との併用が可能</u>です。ただし、補助の対象となる部分を区分する必要があります。</p> |
| Q9 | 限度額のルールを詳しく教えてください。 | <p>これまでは、過去に受けた補助金の累計が限度額を超えないこととしていましたが、これを廃止しました。</p> <p>令和8年度からは、1回の申請について限度額を超えないこと、とします。ただし、申請年度とその前年度の期間中に、同じ敷地に対して2回以上交付申請を行う場合、2回目以降の申請の限度額は、本来の限度額から、当該期間中に交付された補助金の合計額を差し引いた額となります。<u>なお、3年連続は申請できません。</u></p> <p>また、過去に補助金（同種類別の補助金含む）の対象となった部分は、原則として補助対象外となります。</p> <p>ただし、以前の補助事業完了後10年（防蟻工事の場合は5年）が経過していれば、この制限は適用されません。</p> |
| Q10 | 外観工事の、「道路その他の公共の場所から見える部分」の要件を詳しく教えてください。 | <p>道路その他の<u>公共の場所から直接見える</u>工事箇所は外観工事の補助の対象となります。</p> <p>一方、<u>公共の場所以外の土地を介して見える</u>工事箇所は、補助の対象になりません。詳細は<u>別図</u>をご参照ください。ただし、<u>具体的には事前にご相談ください。</u></p> |

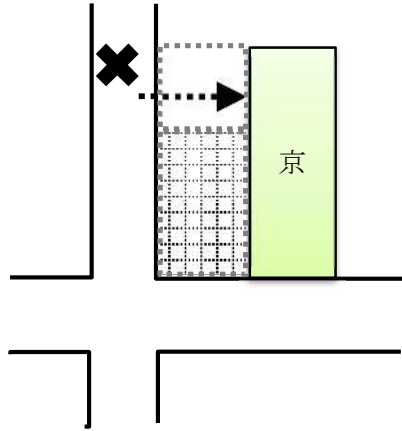
| | | |
|---------|---|--|
| Q 11 | <p>交付決定後に、工事内容の変更が生じました。変更の手続きは必要ですか？</p> | <p>工事内容や経費の配分を変更しようとするときは手続きが必要ですので、必ず、当該工事着手前にご相談ください。変更承認前に着手した場合、補助金を交付できません。</p> <p>ただし、補助金交付予定額や外観の意匠に変更を生じない場合や、計画を著しく変更するものでない場合は、軽微な変更となり、手続きは不要ですが、軽微な変更に該当するか事前にご相談ください。軽微な変更であることが確認できる書類のご提出をお願いします。</p> |
| Q 12 | <p>見積書を提出する必要はありますか？</p> | <p>見積書を提出する必要はありません。</p> <p>ただし、対象工事の内容について監査等で確認する場合がありますので、作成された見積書・工事契約書・領収書は補助金交付後10年間保管してください。</p> |
| Q 13 | <p>「特別外観工事」とはどのような内容ですか？</p> | <p>現状では個別指定を受けることができない京町家について、指定を受けることができる外観まで整備を行うものです。</p> <p>改修計画については、あらかじめ京都市登録の京町家相談員の助言を受け、補助事業の計画図面にその助言内容を反映させるよう努めていただく必要があります。</p> |
| Q 14 | <p>「構造健全化工事」とは、どのような工事ですか？</p> | <p>対象となる工事は、構造部材の健全化を図るために、京町家の基礎、土台、柱、はり、壁、床、屋根その他構造部材の修理又は改修の工事を行うものです。</p> <p>例えば、「柱の根継ぎ」「歪み直し」などが挙げられます。</p> |
| Q 15 | <p>「断熱工事」は対象になりますか？</p> | <p>設備工事等として対象になります。</p> <p>対象となる部分は、「床」と「天井」です。</p> <p>床と天井の仕上げについては、伝統的な意匠とする場合は対象となります。</p> |

| | | |
|---------|------------------------------------|--|
| Q 16 | 「床暖房設備工事」は対象になりますか。 | <p>設備工事等として対象になります。</p> <p>対象となる工事内容は、床暖房、配管、床暖房の運転に必要な設備機器（室外機、給湯器など）の設置工事です。</p> <p>なお、給湯器に関しては他の設備機器と兼用する場合も対象となります。詳細についてはご相談ください。</p> |
| Q 17 | 「防蟻工事」は対象となりますか。 | <p>設備工事等として対象になります。</p> <p>防蟻工事を行う範囲、場所を平面図等にご記載いただき、ご提出ください。</p> |
| Q 18 | 諸経費は補助対象費用に含まれることができますか。 | <p>補助対象費用（諸経費を除く。）の20%を限度として、補助対象費用に含まれることができます。</p> |
| Q 19 | 申請者は、銀行口座を保有する個人若しくは法人である必要がありますか。 | <p>申請者は全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関の口座を有する個人、若しくは法人である必要があります。</p> <p>口座を有しないことに、やむを得ない理由がある場合は、ご相談ください。</p> <p>また代理受領を利用する場合は、代理人となる工事施工者が口座を有している必要があります。</p> |

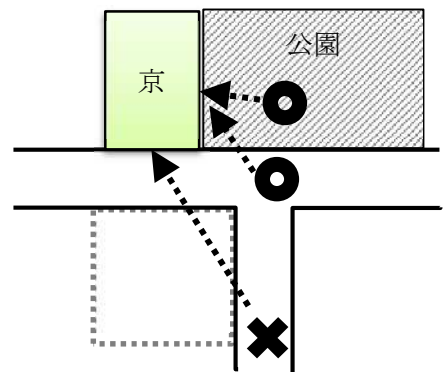
別図



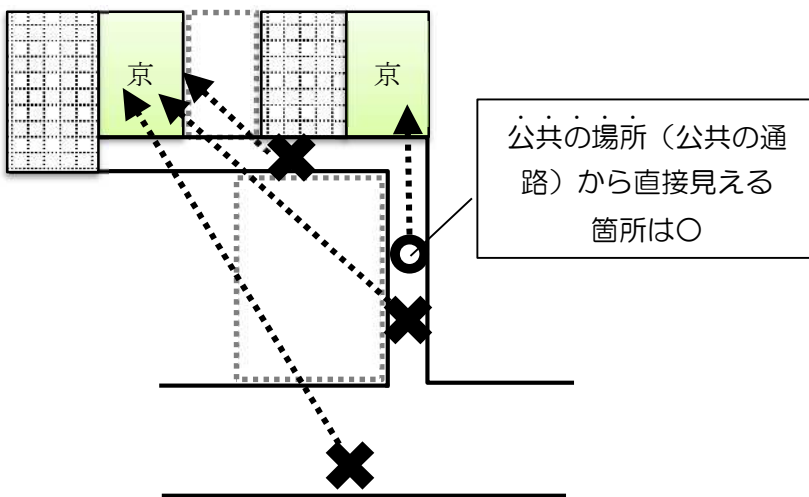
(図1)



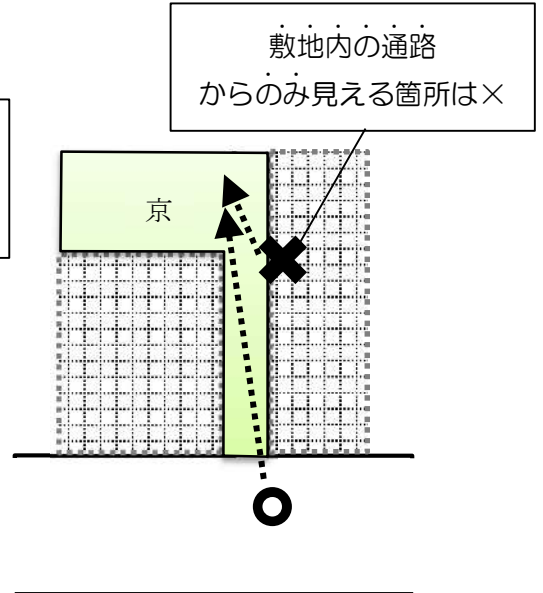
(図2)



(図3)



(図4)



(図5)

| | | | |
|---|------------------|---|------|
| ○ | 対象 | × | 対象外 |
| 京 | 補助対象建築物が存する敷地 | | |
| ⋯ | 道路その他の公共の場所以外の土地 | | ⋯ |
| ⋯ | 面する道路又は通路 | | ▶ |
| | | ⋯ | 見る方向 |

(凡例)

■補助対象工事編

| | | |
|---------|--|---|
| Q 20 | 塀の修繕を行う際、上端の仕上げはどのようなものが対象になりますか？ | 伝統的な瓦（丸瓦等）は対象です。 笠木、ガルバニウム鋼板の仕上げは対象外です。 |
| Q 21 | 屋根の雨仕舞の板金について、どの程度対象になりますか？ | 2階外壁と下屋との取り合いの水切り、隣家の外壁や他の屋根との取り合いに用いる、最小限の板金が対象になります。 |
| Q 22 | 左官、外壁工事で対象になる「一層下部」の改修とはどのようなものを指しますか。 | 上塗り仕上げであれば、一層下部は「中塗り」です。中塗り仕上げであれば「下塗り又は荒壁塗り」が対象です。 外壁、塀の板張り部分であれば、その一層下地である胴縁などが対象です。 |

【参考】 個別指定京町家や指定地区の確認方法

京都市まち再生・創造推進室が運営する京町家総合情報サイト「京町家を未来へ」から、個別指定京町家の住所地一覧や指定地区の範囲をご確認いただけます。

<https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/sitei/>



指定状況

■個別指定は、以下のリンクを開き、該当町名地番を検索ください。

3.指定されている京町家や地区

TOP > 3.指定されている京町家や地区

- ▶ (1)京町家条例に基づく指定状況
- ▶ (2)指定地区一覧
- ▶ (3)指定を予定している地区

(1)京町家条例に基づく指定状況

題のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物（個別指定）や区域（地区指定）を指定しています。現在の指定状況は次のとおりです。

>京町家条例に基づく指定制度

- 個別指定京町家
>個別指定京町家指定一覧
- 指定地区
>指定地区の位置図 (PDF)
>指定を予定している地区

■指定地区は、当ページの外、「京都市地図情報提供サービス」でも確認いただけます。

京都市 地図情報提供サービス

景観

| 項目 | 概要 |
|------|---------------|
| 近地区分 | 市街化区域 |
| 指定区域 | 商業地区 |
| 景観 | 0.0% (無指定) |
| 商業 | 40.0% |
| 商業地区 | 15m 景観商業地区 |
| 商業地区 | 山形市街地商業地区 |
| 商業地区 | がきやがき(保全区域)47 |
| 商業地区 | 商業エリア(保全区域)11 |
| その他 | 景観 |
| その他 | 景観 |

「景観」から検索可能